

# 官学連携に関する基本協定書

所沢市・学校法人秋草学園

# 官学連携に関する基本協定書

所沢市（以下「市」という。）と学校法人秋草学園（秋草学園短期大学、秋草学園福祉教育専門学校、秋草学園高等学校、社会福祉法人あきくさ保育園等を指す。以下「秋草学園」という。）は、市の行政活動に秋草学園が保有する知的財産をまちづくりの資源として活かし、豊かな地域社会を創造するため、相互連携を通じて「協働によるまちづくり」を推進する。

市と秋草学園は、このような認識を共有し、相互発展に資するため連携・協力することに合意した証として協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、市と秋草学園が包括的な連携のもと、福祉、環境、教育、文化、芸術などの分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

## （協力事項）

第2条 市と秋草学園は、次の事項について、相互に必要な支援と協力をを行う。

- (1) 社会福祉の充実に係る事項
- (2) 都市環境の保全・創出に係る事項
- (3) 教育・文化の発展に係る事項
- (4) 産業振興に係る事項
- (5) 地域コミュニティの発展に係る事項
- (6) 人材育成に係る事項
- (7) その他、市と秋草学園が必要と認める事項

## （協議事項）

第3条 協力の内容や方法及びその成果の利用条件等については、市と秋草学園の間で協議するものとする。また、この協定に関して疑義を生じた事項については、双方で調整することとする。

(有効期間)

第4条 この協定は、双方の代表者が署名した日に発効し、有効期間は5年間とする。ただし、期間満了前6ヶ月にあたる日までに市又は秋草学園から異議の申し立てがない場合には、5年ごとに自動更新されるものとし、以後同様とする。

この協定書は2通作成し、所沢市と秋草学園がそれぞれ1通を保有する。

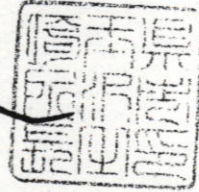
平成29年 7月21日

所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市

所沢市長

藤本 正人



所沢市泉町1-7-8 9番地

学校法人秋草学園

理事長

秋草 征志

